

## 第53回農地総会議事録

開催日時	令和3年11月8日（月） 午後3時45分から	
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 大会議室	
出席委員	池澤 誠・加藤 孝幸・植田 俊博・廣井 千里・中島 義幸・久保田 彦昭 大野 哲・竹内 佳代・中島 正根・前田 真作・上田 博・久保 壽美男 川澤 一博・中村 富貴・矢野 強 <span style="float: right;">以上15名</span>	
欠席委員	西本 純洋・大崎 恭寿・森田 浩明・山本 和正 <span style="float: right;">以上4名</span>	
事務局出席者	加藤事務局長・近森次長・竹内係長・岡本主査補・谷川主任 <span style="float: right;">以上5名</span>	
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 議案外（報告） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件</li> <li>・ 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件</li> <li>・ 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件</li> <li>・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件</li> <li>・ 非農地証明願の件</li> <li>・ 買受適格証明願の件</li> </ul>	
備考〔添付書類〕	○第53回農地総会議案書 ○現地案内図 ○議案関連資料 ○高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更に係る団体協議における意見への対応について（報告） ○布師田土地改良区意見書（写） ○転用許可等の結果について（報告） ○今後のスケジュール（予定）	

開 会 議 長	(上田博が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時45分)) ただ今より第53回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議長	欠席委員の報告を行います。欠席委員は大崎恭寿委員、西本統洋委員、森田浩明委員、山本和正委員の計4名です。委員総数19名中、15名の出席です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することを、ご報告いたします。
議事録署名委員指名 議長 委員 議長	総会会議規則第23条第2項におきまして、議事録には議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。 私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、池澤誠委員、竹内佳代委員の2名にお願いいたします。
議 事 長 岡本主査補	ただいまから議案の審議を行います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。 今月は、全体で7件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。 案件1は、下限面積要件に関連しまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件の案件4が関連案件となっておりますので、先に関連案件の説明をさせていただきます。議案書は9ページをご覧ください。 案件4は、長浜、畠、2,513m <sup>2</sup> を、令和3年12月1日から令和13年11月30日までの10年間貸すという、賃借権の新規設定です。 それでは、第1号議案の案件1の説明に戻ります。議案書は2ページにお戻りください。 案件1は、長浜、市街化区域、畠、186m <sup>2</sup> を、譲受人の経営農地に隣接していることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという内容の申請です。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地で、緑に塗った所が譲受人の経営農地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地は全て耕作しており、今回の申請地では、芋を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、別世帯の子も農作業を手伝っているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、周囲も同一の作付けを行っているため、特に影響がないと考えるとのことです

なお、譲受人の現在の経営面積は $2,393.26\text{ m}^2$ で、下限面積要件を満たしておりませんが、先に説明いたしました第3号議案の利用権設定が公告されるとともに、本案件の申請が許可となりますと、経営面積は合計で $5,092.26\text{ m}^2$ となり、下限面積要件を満たすこととなります。

また、本案件の許可日に関しては、令和3年12月1日の利用権公告後となります。

続きまして案件2と案件3は、農地のあっせん交換を行う関連案件となりますのでまとめてご説明します。

案件2は屋頭、市街化調整区域、登記地目田、現況畠、 $51\text{ m}^2$ を、案件3は屋頭、市街化調整区域、登記地目田、現況畠、 $65\text{ m}^2$ を、それぞれあっせん交換により所有権を移転するという内容の申請です。

現地案内図は、No.2をご覧ください。ピンクに塗った所が案件2の申請地、緑に塗った所が案件3の申請地です。

案件2の申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地は全て耕作若しくは保全管理しており、今回の申請地では蜜柑を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど計5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しているほか、妻も農作業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い當農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

次に、案件3についてご説明します。

案件3の譲受人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となります。

案件3の申請書の別添及び耕作計画書によりますと、譲受人はこれまで交換予定の土地を管理しており、今回の申請地では野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、現在は所有していませんが、必要に応じて知人等に借りることもできるとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い當

農するため、特に影響はないと考えることです。

なお、案件3の譲受人の経営面積は下限面積要件を満たしておりませんが、農業委員会のあっせんによる農地の交換の場合、一方の当事者が下限面積要件を満たしていないなくても、もう一方が要件を満たしていれば、例外規定により許可要件を満たすこととなります。

続きまして案件4は、土佐山桑尾、その他の区域、畠、991m<sup>2</sup>を譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転する内容の申請です。

現地案内図は、No.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地は全て耕作及び保全管理しております、今回の申請地では、柚を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、耕耘機など計3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しているほか、妻も農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、果樹作の防除においては近郊栽培者の方への確認と了解の上、防除作業を行うため、特に影響はないものと考えるとのことです。

続きまして案件5は、春野町内ノ谷、市街化調整区域、田、357m<sup>2</sup>外2筆、合計1,086m<sup>2</sup>を、自宅に隣接することによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという内容の申請です。現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地、緑に塗った所が譲受人の自宅です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地は耕作不利地を除き全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど計6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しているほか、妻、義父母も農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないものと考えるとのことです。

なお、譲渡人は成年後見人を通じての申請となります、成年後見人であることを証する登記事項証明書を事務局で確認しております。

続きまして案件6は、春野町西諸木、市街化調整区域、田、164m<sup>2</sup>を贈与により所有権を移転する内容の申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地は全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

	<p>農機具については、トラクターなど計5台の大農機具を所有しているとのことです。</p> <p>譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しているほか、妻も農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。</p> <p>続きまして、議案書は3ページの案件7は、春野町森山、市街化調整区域、登記地目田、現況畠、357m<sup>2</sup>外2筆、合計1,154m<sup>2</sup>を譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転する内容の申請です。</p> <p>現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。</p> <p>申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地は全て耕作しており、今回の申請地ではブドウを栽培する予定とのことです。</p> <p>農機具については、特に所有していないとのことです。</p> <p>譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しているほか、両親も農作業に常時従事する予定であることから、取得後は効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。</p> <p>なお、譲受人の現在の経営面積は3,358m<sup>2</sup>と下限面積要件を満たしておりませんが、本案件が許可となりますと、経営面積は合計で4,512m<sup>2</sup>となり、下限面積要件を満たすこととなります。</p> <p>以上、全ての案件につきまして、農地法第3条第2項各号の規定には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>なお、申請地については担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただいております。</p> <p>以上で第1号議案の説明を終わります。</p>
議長	第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。
中島（義）委員	案件が第二、第三、第四事前審査会です。第二事前審査会の中島義幸副委員長から報告をお願いいたします。
中島（正）委員	案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議長	続いて第三事前審査会の中島正根副委員長から報告をお願いいたします。
	案件2から案件4については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議長	続いて第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。

川澤委員	案件5から案件7については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。 それでは、第1号議案につきまして審議いたします。 ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。
委員長	(意見、質問なし)
議長	ご意見、ご質問がないようでしたら、審議を終わります。
委員長	全ての案件について、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
議長	(異議なし) そのように決定いたします。
	続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。
岡本主査補	事務局より、議案の説明をお願いします。 今月は、全体で2件の申請が出されております。議案書は5ページをご覧ください。 案件1は、春野町西分、畝、125m <sup>2</sup> を、建設予定の住宅の駐車場に転用するため、所有権を移転する内容の申請です。 現地案内図は、No.7をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地、緑に塗った所が一体利用地です。 農地の区分につきましては、農用地区域の指定を受けておらず、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しないため、その他の農地として第2種農地と判断しております。
	それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日お配りしております資料のうち、①と書いている資料をご覧ください。
	資料1枚目の事業計画書によりますと、譲受人は申請地北側に隣接する土地を買受け、自己住宅を建築する予定であり、これに付随する駐車場として利用するため、本件申請地を選定したものです。
	続いて、資料2枚目の土地利用計画図をご覧ください。
	申請地は一体利用地を含め、住宅及び進入路、駐車場を建設する予定であり、転用に係る農地部分については駐車場3台分とする予定です。
	申請地東側の市道のみが出入口であり、本件申請地が東西に細長い地形となっている関係上、縦列駐車をすることとしております。
	排水計画としては、発生する排水は雨水のみであり、申請地東側への排水は市道側溝へ流し込むこととしております。排水同意については高知市道路管理課と調整中で

す。なお、一体利用地の生活排水につきましては、東側市道内の農業集落排水に接続することとしております。

申請地への進入路については、先ほど申し上げたとおり、東側市道からとなります。取り合わせ工事などは特に必要ありません。

次に、申請地周辺の状況について説明いたします。申請地北側は自己住宅の建設予定地、東側は市道を挟んで宅地、南側は宅地及び畠、西側は水路及び堤となっております。

被害防除計画としては転用の際の施工に注意し、また、適切な排水を行うことで近隣農地に迷惑をかけないようにするとのことであり、南側に隣接する農地所有者からの同意書も添付されているため、周辺農地へ悪影響を及ぼす恐れはないものと考えます。

添付書類については、資金証明書類として譲受人が別に所有している土地の売買契約書が添付されており、その売却代金を転用費用に充てることとしております。

地区の土木委員の意見については、特に問題ないことを事務局にて確認しております。

案件1については、以上です。

続きまして案件2は、春野町西分、登記地目宅地、現況畠、1,157 m<sup>2</sup>を、事業所用駐車場に転用するため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図は、No.8をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地、緑に塗った所が一体利用地となる事業所です。

農地の種別につきましては、過去に土地改良法による換地処分を受けている土地であるため、第1種農地と判断しておりますが、申請地西側の既存事業所に隣接して事業所用駐車場を拡張するものであり、拡張する面積が既存施設の面積の2分の1を超えない転用であるため、不許可の例外に該当するものと考えます。

それでは、事業計画の内容等について説明しますので、本日お配りしております資料のうち、②と書いている資料をご覧ください。

資料1枚目と2枚目の事業計画書によりますと、譲受人は機械製造業、板金、塗装業を営む法人であり、事業地が狭く、従業員の車両とフォークリフトが接触する危険性が非常に高いことから、事業所に隣接する本件申請地を駐車場に転用することを計画したものです。現在の事業所用地にも駐車場はありますが、社員の通勤用自動車を置くのに十分なスペースを確保できていないことや、社用車の運用にも支障をきたしていること、その他、金型等の事業用資材の保管場所が不足していること等もあり、それらを本件申請地に駐車場部分を振り替えて賄う計画となっております。

議長

川澤委員

議長

続きまして、資料3枚目の土地利用計画図をご覧ください。

計画図は一体利用地である既存の事業所用地を含めた図面となっております。計画図の工場東側の点線で囲んだ事業所内にある既存の資材置場と駐車場を兼ねたスペースを資材置場専用スペースとして使うこととし、計画図右上部分の本件申請地を駐車場として利用する計画です。駐車場の内訳としましては、従業員用24台分、来客用4台分、社用車用3台分、社用4tトラック2台分、搬入業者用トラック1台分を設置する計画です。

土地の造成計画については、盛土及び切土はせず、整地のみ行います。

進入経路については、申請地東側の市道から進入する計画です。進入路を2か所設けますが、いずれも市道部分の工事等はしない計画となっています。また、市道側がやや高くなっていますので申請地内にスロープを設けます。

排水計画については、駐車場への転用であるため発生する排水は雨水のみであり、自然浸透で処理する計画となっております。

申請地周辺の状況については、東側は市道及び水路を挟んで山林、西側は水路を挟んで宅地及び山林、南側は畠、北側は水路を挟んで宅地となっております。

被害防除計画としては排水の処理のみと考えられますが、雨水を自然浸透させるほか、南側に隣接する畠の所有者からの同意書も添付されているため、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れはないものと考えます。

その他の添付書類としては、譲受人は法人であるため、法人の登記事項証明書及び定款の写しが添付されています。資金証明書類については、譲受人名義の金融機関の残高証明書が添付されており、本件転用に必要な資金が貯えることを確認しております。また、申請地は土地改良区内の農地ですが、特に問題ない旨の土地改良区の意見書が添付されています。その他、一体利用地に係る賃貸借契約書が添付されています。

土木委員の意見については、特に問題ないことを事務局で確認しております。

以上で第2号議案の説明を終わります。

第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

案件が第四事前審査会です。第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。

案件1と案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。

事前審査会の報告が終わりました。

それでは、第2号議案につきまして審議に入ります。ご意見、ご質問がございまし

	たらお願ひします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見、ご質問がないようでしたら、審議を終わります。
	案件2については、第1種農地の案件ですので、県ネットワーク機構に諮問した後、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに。案件1については許可相当との意見を付して申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それでは、そのように決定いたします。
	続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。
	事務局より、議案の説明をお願いします。
岡本主査補	今月は、全体で20件の申請が出されております。
	内訳は、所有権移転が3件、利用権の新規設定が6件、更新設定が11件となっております。
	それでは議案書7ページに、所有権移転の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。
	今月は、所有権の移転をする者が3人で、所有権の移転を受ける者が2人で延べ3人、所有権移転を行う農地は田が11筆で5,342.61m <sup>2</sup> 、畠が2筆で306m <sup>2</sup> 、合計13筆で5,648.61m <sup>2</sup> です。
	次に、議案書8ページに、利用権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。
	まず、表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が17人、利用権の設定を受ける者が9人で、延べ17人となっております。
	右隣の欄に利用権を設定する土地の内訳を掲載しております。今月は田が34筆で28,781.81m <sup>2</sup> 、畠が6筆で5,631m <sup>2</sup> 、合計40筆で34,412.81m <sup>2</sup> です。
	更に右隣の欄の設定の内訳を見ますと、新規設定が18筆で15,065.81m <sup>2</sup> 、更新設定が22筆で19,347m <sup>2</sup> となっております。
	利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略させていただきます。
	それでは、最初に所有権移転の案件からご説明いたします。議案書は11ページをご覧ください。
	議案書11ページから12ページに跨ります案件8は、五台山、田、727m <sup>2</sup> 外10筆、

合計 5,342.61 m<sup>2</sup>を売買により所有権を移転するものです。

本案件は、令和元年 5月 20 日に譲渡人より売りたいとの申し出があり、令和 3 年 10 月 12 日に高知市農協高須支所において、農地等あっせん相談員立ち合いのもと、話がまとまったものです。

なお、議案書に記載している金額は、売買価格を 1 反あたりの価格に割り戻した額となっております。

続きまして、議案書は 15 ページをご覧ください。

案件 19 と案件 20 は譲受人が同一の案件となっております。

案件 19 は、春野町秋山、畠、148 m<sup>2</sup>を、売買により所有権を移転するものです。本案件は令和 3 年 7 月 5 日に譲渡人より売りたいとの申し出があり、令和 3 年 10 月 14 日に高知市役所春野庁舎にて、農地等あっせん相談員立ち合いのもと、話がまとまりました。

続きまして案件 20 は、春野町秋山、畠、158 m<sup>2</sup>を、売買により所有権を移転するものです。本案件は令和 3 年 7 月 28 日に譲渡人より売りたいとの申し出があり、令和 3 年 10 月 14 日に高知市役所春野庁舎にて、農地等あっせん相談員立ち合いのもと、話がまとまりました。

なお、両案件とも議案書に記載している金額は、売買価格を 1 反あたりの価格に割り戻した額となっております。

所有権移転の案件については以上です。

続きまして、利用権設定につきまして、新規設定の案件のみご説明いたします。

なお、利用権設定の開始日は、全て令和 3 年 12 月 1 日となっております。

議案書は 9 ページにお戻りください。

案件 4 は、先ほど第 1 号議案の案件 1 の関連案件としてご説明しましたので、内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、案件 5 は、布師田、田、845 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計 1,369 m<sup>2</sup>を 2 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書は 10 ページをご覧ください。

案件 6 は布師田、田、1,225 m<sup>2</sup>外 6 筆、合計 2,752 m<sup>2</sup>を 2 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書は 10 ページから 11 ページに跨ります案件 7 は、高須、田、1,502 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計 2,952.81 m<sup>2</sup>を 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書は 14 ページをご覧ください。

案件 16 は、農地中間管理機構が中間管理権を設定して農地を借り受ける案件となり

	<p>ます。春野町弘岡下, 田, 274 m<sup>2</sup>外2筆, 合計 1,394 m<sup>2</sup>を, 5年間貸すという賃借権の新規設定です。なお, 貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定とのことです。</p> <p>続きまして, 議案書は15ページの案件18についても農地中間管理機構が中間管理権を設定する案件となります。春野町東諸木, 田, 2,023 m<sup>2</sup>外2筆, 合計 4,085 m<sup>2</sup>を5年間貸すという賃借権の新規設定です。なお, 貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定とのことです。</p> <p>以上, 更新の案件も含め, 計画の内容は, 経営面積, 従事日数等, 農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>全ての案件について, 本会で計画が妥当なものと議決されると, 令和3年12月1日付で高知市が公告し, 効力が発生するものです。</p> <p>以上で第3号議案の説明を終わります。</p>
議長	第3号議案の説明が終わりました。
中島(義)委員	事前審査会の報告をお願いします。案件が第二, 第三, 第四事前審査会です。
議長	第二事前審査会の中島義幸副委員長から報告をお願いいたします。
中島(正)委員	案件1から案件4については, 計画を妥当と認めました。
議長	次に, 第三事前審査会の中島正根副委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件5から案件11については, 計画を妥当と認めました。
議長	次に, 第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。
委員	案件12から案件20については, 計画を妥当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。
委員	案件7については, 申請の当事者が農業委員となっておりませんので, 先にこの案件だけ審議したいと思いますが, ご異議ありませんか。
議長	(異議なし)
委員	それでは, まず案件7について審議いたします。
議長	農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき, 該当の委員は本案を審議する間は退席をお願いします。
委員	(退席)
議長	案件7について, ご意見やご質問がございましたらお願いします。
委員	(意見, 質問なし)
議長	ご意見, ご質問がないようでしたら審議を終わります。
委員	案件7につきまして, 計画を妥当なものと決定することに, ご異議ありませんか。
議長	(異議なし)
	そのように決定いたします。

	事務局は委員を復席させてください。
委 員	(復席)
議 長	それ以外の案件について審議します。ご意見やご質問がございましたら、お願ひします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。
	案件 7 以外の全ての案件につきまして、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	そのように決定いたします。
	議案外の報告を事務局より一括してお願いします。
岡本主査補	議案外の案件について、まとめてご報告いたします。
	まず、①農地法第 3 条の 3 の規定による農地取得届出の件についてご報告いたします。議案書は 17 ページをご覧ください。
	今月は 5 件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が 2 件、介良が 2 件、18 ページに跨りまして春野が 1 件となっております。
	全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	続きまして、②農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は 20 ページをご覧ください。
	今月は 5 件の届出が出されており、地区の内訳は、秦が 1 件、鴨田が 1 件、潮江が 1 件、長浜が 1 件、介良が 1 件となっております。
	全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	続きまして、③農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は 22 ページをご覧ください。
	今月は 14 件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が 3 件、23 ページに跨りまして旭が 4 件、24 ページに移りまして潮江が 1 件、中央が 1 件、三里が 1 件、長浜が 1 件、一宮が 2 件、25 ページに移りまして介良が 1 件となっております。
	なお、議案書 23 ページの案件 5 は、高知市税務管理課の公売による落札のため、譲渡人欄が空白となっております。
	全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件についてご報告いたします。議案書は27ページをご覧ください。

今月は2件の通知が出されており、地区の内訳は初月が1件、春野が1件となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、通知を受理しております。

続きまして、⑥非農地証明願の件についてご報告いたします。議案書は29ページをご覧ください。

今月は14件の申請が出されており、地区の内訳は、議案書は30ページに跨りまして朝倉が3件、初月が1件、潮江が1件、一宮が3件、議案書は31ページに跨りまして大津が2件、春野が4件となっております。

全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局とで現地確認を実施し、いずれも非農地証明書の交付要件を満たしているため、農地総会での審議は不要と判断されましたので、事務局長専決処理により非農地証明書を交付しております。

続きまして、⑥買受適格証明願の件についてご報告いたします。議案書は33ページをご覧ください。

買受適格証明とは、民事執行法による売買や国税徴収法の滞納処分による公売に際して、売却する物件の中に農地が含まれていた場合、その農地を申請者が買い受けることができるとの証明です。

競売、公売による売買であっても、農地を買い受ける場合には農地法第3条許可または農地法第5条許可が必要になります。仮に入札の結果、最高価格で落札した者が、農地法第3条による農地の買い受け、或いは農地法第5条による転用を伴う農地の買い受けができなかった場合、入札をやり直す必要が生じてしまうことから、入札に参加する者は、落札した場合に農地法第3条許可または農地法第5条許可を受けることができるという、許可権者の証明をあらかじめ添付して入札に参加することとされています。

それでは、案件の説明に戻ります。議案書は33ページをご覧ください。

案件1は、春野町甲殿、田、697m<sup>2</sup>を、高松国税局が行う公売に参加するため、買受適格証明願が提出されたものです。

担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認のもと、問題なしとの意見を踏まえ、事務局長専決処理により証明書を交付しております。

以上で議案外報告を終わります。

議長	議案外の報告に関して、ご意見やご質問がございましたら、お願ひします。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。 続きまして、事務局からの連絡がありましたら、お願いいいたします。
事務局連絡 竹内係長	高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更に係る団体協議における意見への対応について報告  整理番号 19（仁井田地区の共同墓地の駐車場）  意見…共同墓地との往来に際し、利用者の通行の安全に十分に配慮すること。  対応…当該申請地の駐車場から墓地へ向けての横断歩道を設置することができない旨を警察に申請者代理人から電話で確認したが、「交通量が多い場所のため、近くにある横断歩道で横断をするよう注意喚起を促すよう配慮するように」との回答であった。  整理番号 22（布師田地区の荷捌き場）  意見…申請地北側の水路について、土地改良区と十分に協議を行い、水路の利用及び周辺営農条件に悪影響を与えないようにすること。  対応…土地利用計画を荷捌き場に変更した後、布師田土地改良区に意見照会をしたところ、反対する旨での意見ではなかったが「敷地内の排水に気を付けてください」との回答を得たので、除外決定通知にその旨を記載する。  (「転用許可申請等の結果について（報告）」を説明)  (「令和3年度今後のスケジュール（予定）」を説明)
次回農地総会 議長	次回の農地総会は令和3年12月7日（火）を予定しております。
閉会 議長	以上で第53回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。 (午後4時45分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和 3 年 12 月 7 日

議長

上田 博

議事録署名委員

池澤 誠

議事録署名委員

竹内 任せ

議事録作成者

谷川 大志